

2017年6月21日

衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

東京都生活協同組合連合会
会長理事 伊野瀬 十三

組織犯罪処罰法改正案の強行可決に抗議するとともに同法の廃止を求めます

政府・与党などは6月15日（木）早朝、参議院本会議において組織犯罪処罰法改正案を可決成立させました。とりわけ参議院では法務委員会での採決を省略し、動議による「中間報告」を行うという異例の対応による本会議採決が行われました。国会審議中から法案内容について数多くの問題点や疑問の声が出されていたにも関わらず、このような強引な採決に及んだことは立法府の重大な責任であり、安倍首相自身も『丁寧なできる限り分かりやすい説明を心がける』としてきた国民への説明責任を放棄したものと云わざるを得ません。

今回の組織犯罪処罰法改正案は組織犯罪の計画合意から準備行為に至る場合を処罰要件としていますが、この処罰要件は日本国憲法で保障された思想・良心の自由など基本的人権を制約する内容であり、容認することはできません。我が国刑法の原則は、犯罪行為に着手した時点で処罰の対象とすることを基本としており、日本の刑事法体系法を根本から覆すことになるばかりか、277もの広範囲に及ぶ犯罪対象について捜査機関が恣意的な運用をし、一般の人間でも対象となる可能性があることは国会審議でも明らかになっています。これに加えて、そもそもこの法案の目的について、政府は『東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたテロ対策』と説明してきましたが、国連関係者からはこれを否定する意見書も日本政府に出されています。

私たちは4月12日に内閣総理大臣宛に意見書を提出し、日本国憲法を尊重し、基本的人権、立憲主義を堅持する立場から、政府に対して国民の幅広い声に耳を傾け、国会での慎重な審議を求めるよう強く求めてきましたが、こうした意見は完全に無視された形となりました。私たちは、今回の国会審議のあり方に抗議するとともに、組織犯罪処罰法改正案の廃止を求めるものです。

以 上